

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(以下「計画」という。)を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画策定に向けた高齢者生活実態調査の結果に関する事項
- (2) 計画の素案に関する事項
- (3) その他計画を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

- 2 庁内検討委員会の委員長は、介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 庁内検討委員会の事務局は、介護保険課に置く。

(書面開催)

第6条 委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
 庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長
市民生活部	自治振興課長 市民協働課長 市民安全推進課長
福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長 地域包括ケア推進課長 介護保険課長
健康部	健康政策課長 地域保健課長 健康づくり課長 国保年金課長
保健所	保健総務課長
こども家庭部	こども家庭センター長
環境部	資源循環課長
経済部	商工振興課長 消費生活センター所長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長 中央公民館長
医療センター	医療センター総務課長